

答 申 書（形式及び内容）-案-

胎内市立小中学校の適正規模等に関する検討委員会

1 基本方針

全国的な少子化により、児童生徒の減少、学校規模（学級数及び1学級の児童生徒数）の小規模化が進み、本市においても同様の傾向が続くものと予測されている。

本市の小学校においては、旧村単位での統合を終え、校舎施設の維持や改修のめども付いていることから、市内5小学校を現状のまま維持する方向で進めることができると考えている。中学校においては、4校中3校については、1学年1学級の状況がしばらく維持できるものの現在の1学級20～30人の生徒数はさらに減少し、今後、小規模化の問題が特に懸念される。

こうした現状を踏まえ、今後の胎内市における、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、特に中学校の適正規模等について、以下のような基本的な考え方及び想定される学校の在り方と実現に向けた方策について答申する。

この答申は、①保護者の代表や地域の代表を含めた幅広い立場の検討委員によって、②公平性と多様性を確保し、充実した教育活動の実現を視点として、③子どもたちの将来を見据え、未来に向けた提言となるように、開かれた会議の中で議論を重ねてきたものである。

なお、この答申内容は、小学校にも必要に応じて運用できるものとする。

(1) 学校の規模

文部科学省では、「小中学校の学校規模は、12学級以上18学級以下を標準」としているが、胎内市の場合は基本方針を踏まえ、以下を目安とする。

中学校は、地域とのつながり等を大切にしながら、社会性を育む観点から、1学年2学級以上を目安とする。なお、1学年2学級が実現できない場合でも、1学級20人以上となることが望ましい。

(2) 通学の在り方

文部科学省の通学距離基準（小学校4km、中学校6km）を超える場合は、児童生徒の安全、教育活動の実施への影響を考慮し、現行と同様にスクールバス等の交通手段の活用を図ること。その運行時間は、始業時刻及び終業時刻を勘案し、小学校、中学校ともにおおむね1時間以内とする。

(3) 地域と学校の在り方

学校が地域において果たしてきた中核的、拠点的作用を十分に考慮して、上記の学校規模を一義的に考えるのではなく、地域の実情に応じた検討が必要である。また、市の教育理念「地域とともに歩む学校づくり」の実現を図るために、児童生徒が日常的に地域とかわる仕組みづくりについて配慮することが大切である。

2 想定される学校の在り方と実現に向けた方策

(1) 統合しない場合

① 市内4中学校の現状を継続する

今後しばらくの間、市内中学校において、上記の適正規模を維持できると考えられる。この場合は、豊かな学びを実現するための取組を工夫し充実させることが大切である。なお、適正規模が維持できない状態が継続する状況が生じた場合は、再度検討を進める必要がある。

※ 検討の視点

ア) 交流活動について

イ) 通学について

ウ) 部活動について

エ) その他

② 小中一貫型小・中学校

小中の交流や合同の活動を設けることで、小学生と中学生のそれぞれに豊かな学びを得ることができる。この場合は、小中一貫校のよさを最大限生かす教育活動の充実が大切である。また、学校の立地場所や学校施設の改修、通学方法等を検討する必要がある。

※ 検討の視点

ア) 交流活動について

イ) 通学について

ウ) 部活動について

エ) その他

(2) 統合する場合

① 市内4中学校を統合する

一つの学年が複数学級となり、学級間での切磋琢磨が可能になる。また、年度毎の学級編制が可能となり、新たな人間関係をつくる機会が増える。この場合は、生徒700名が学ぶ学校施設及び適切な立地場所の選定、通学方法、地域とのつながり、旧校舎の活用方法等を総合的に検討する必要がある。また、現在の四つの中学校の場合と比べ、教職員が大幅に減少することが見込まれ、きめ細かい見取りと指導を工夫し、その充実を図る必要がある。

※ 検討の視点

ア) 交流活動について

イ) 通学について

ウ) 部活動について

エ) その他

② 小規模校の3中学校を統合する

一つの学年が複数学級となり、学級間での切磋琢磨が可能になる。また、年度毎の学級編制が可能となり、新たな人間関係をつくる機会が増える。この場合は、生徒300名が学ぶ学校施設及び適切な立地場所の選定、通学方法、地域とのつながり、旧校舎の活用方法等を総合的に検討する必要がある。また、現在の三つの中学校の場合と比べ、教職員が減少することが見込まれ、きめ細かい見取りと指導を工夫し、その充実を図る必要がある。

※ 検討の視点

ア) 交流活動について

イ) 通学について

ウ) 部活動について

エ) その他

3 留意すべき事項

具体的な方策を推進するに当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 学校総合を進めるに当たっては、地域の合意形成に十分に努めること。
- (2)
- (3)
- (4) この答申を受けて策定される望ましい教育環境の整備計画については、今後の児童生徒の推移、社会基盤の整備等により必要に応じて再検討すること。